

岩手県公安委員会告示第13号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づき、次のとおり指定講習機関を指定した。

平成25年9月13日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

- 1 名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社千厩自動車学校
 - (2) 住所 一関市千厩町千厩字中木六30番地
 - (3) 代表者の氏名 佐藤 晁僖
- 2 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称 千厩自動車学校
 - (2) 所在地 一関市千厩町千厩字中木六30番地
- 3 特定講習の種別 取消処分者講習
- 4 指定を行った年月日 平成25年7月10日